

平成 29 年 3 月 29 日付け 28 動検第 1290 号

平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1334 号（一部改正）

令和 7 年 3 月 17 日付け 6 動検第 1060 号（一部改正）

畜産物の輸出検査要領

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 45 条に規定する畜産物等の輸出検査は、法、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）及び本要領（別途定める場合を除く。）に基づき実施する。

検査手続に係る申請等については、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号）に定める電子情報処理組織等により行うことができる。

1 輸入国政府の受入条件の確認

- （１）動物検疫所は、動物検疫所 Web サイトに輸出畜産物（法第 45 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる物のうち、動物、精液、受精卵、未受精卵及び種卵を除いたもの。以下同じ。）の家畜衛生条件の取決め状況、輸出停止情報、輸出検査に関連する情報等を掲載する。
- （２）家畜防疫官は、畜産物を輸出しようとする者又はその代理人（以下「輸出者」という。）から畜産物の輸出について相談があった場合には、輸出畜産物に関して、家畜衛生条件及び輸出停止の有無を確認し、輸出者に対し、輸出検査に関する説明及び必要な指導を行う。
- （３）輸出畜産物に関して家畜衛生条件が締結されていない場合には、家畜防疫官は、輸出者に対し、輸入国における輸出畜産物の受入れの可否及び輸入国政府が求める家畜の伝染性疾患の病原体を拡散するおそれの有無についての証明事項（以下「受入条件」という。）を確認するよう指導する。家畜防疫官は、輸出者から提出された輸入国の受入条件に係る確認書（別紙様式）及び輸入国政府が輸出畜産物に対し個別に発行した書類又は輸入国政府が公表している情報（告示・Web サイト等）により受入条件を確認する。

2 輸出検査申請書等の受理

- （１）家畜防疫官は、輸出者に対し、畜産物の輸出に先立ち、規則第 52 条に規定する輸出検査申請書（規則別記様式第 29 号）を、輸出検査を希望する動物検疫所に提出させる。

(2) 家畜防疫官は、輸出者に対し、畜産物の輸出検査に必要な書類として、次の①から⑩までに掲げる書類の一部又は全部を、輸出検査申請書と併せて動物検疫所に提出させる。

- ① 1 (3) の受入条件を確認できる書類
- ② 原料として使用された動物（以下「由来動物」という。）の生産地における家畜の伝染性疾病の発生の有無等を証明する書類
- ③ 由来動物に係ると殺前後の検査の結果を証明する書類
- ④ 由来動物又は輸出畜産物について実施された検査の結果を証明する書類
- ⑤ 輸出畜産物の生産、由来等を証明した書類
- ⑥ 輸出畜産物の原料、成分組成等を証明する書類
- ⑦ 輸出畜産物の製造・加工・調製方法及び工程を証明する書類
- ⑧ 輸出畜産物の保管、輸送等の流通段階における衛生管理上の取扱い等を証明する書類
- ⑨ 輸出畜産物の梱包及び表示の状態、種類、性状等が確認できる写真等
- ⑩ その他輸出検査に必要と認めるもの

(3) 2 (2) の②から⑧までに掲げる書類は、公的機関（国及び地方自治体（これらが設置する機関を含む。）並びに関係法規等に基づき輸出畜産物・由来動物に係る所要の検査を実施するとして認証されている機関・者をいう。以下同じ。）が発行又は公表したものとする。

ただし、輸出畜産物が国内で関係法規に基づき製造又は流通している製品の場合には、2 (2) の⑤から⑧までに掲げる書類について、当該輸出畜産物の製造者等により証明又は誓約された書類に代えることができる。

なお、受入条件が、国外で行われた処理、外国由来原料の原産国等に係る事項である場合は、輸出国政府機関発行の証明書、公的機関が発行した書類等により確認する。

3 輸出検査の実施

家畜防疫官は、書類検査、現物検査、精密検査その他必要と認める検査により、輸出畜産物が家畜衛生条件又は受入条件（以下「家畜衛生条件等」という。）を充足しているか否かについて検査を行う。また、規則第45条第2号から第6号までに掲げるものであって家畜衛生条件等による特段の定めのないものについては、監視伝染病を対象として検査を行う。

(1) 書類検査

ア 家畜防疫官は、2の規定により提出された輸出検査申請書及び関連書類について、記載内容を確認するとともに、当該輸出畜産物が家畜衛生条件等の必要な内容を充足しているかを確認する。

イ 家畜防疫官は、現物検査を行う場合は、輸出者と現物検査の場所及び日時を調整を行う。

(2) 現物検査

ア 現物検査を行う場所は、法第 45 条第 2 項で準用する法第 40 条第 3 項の規定に基づく場所とする。

イ 現物検査は、以下により行う。

(ア) 対象

以下のいずれかに該当するもの。

a 輸入国政府機関が動物検疫所による現物検査を要求している物

b 以下に該当する物以外のもの（事前の情報等により、家畜防疫官が現物検査を行う必要があると判断した物を除く。）

(a) 3 (4) アに規定する現地調査が行われた施設由来の製品

(b) 家畜衛生条件等に基づき、公的機関が保証した施設由来の製品
又は公的機関が保証した製品

(イ) 方法

a 国内関係法規に基づき製造又は流通している物であることが、書類検査で確認でき、反復継続して輸出される製品については、現物検査を抜き打ちで実施することができる。

b 現物検査は、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状その他必要と認められる事項について行う。

c 梱包表示等により輸出畜産物と同一規格製品であることが確認できる物については、現物検査をサンプル品の検査に代えることができる。

(3) 精密検査

家畜防疫官は、家畜衛生条件等に基づき、精密検査の必要性を認めた場合には、輸出者の同意の下に必要な限度において材料を採取し、精密検査を実施する。この場合、輸出者の希望に応じて、「見本採取票の様式について」（昭和 41 年 10 月 3 日付け 41 動検第 1883 号）に基づく見本採取票を輸出者に交付する。

(4) その他

ア 現地調査

(ア) 家畜防疫官は、家畜衛生条件等や輸出者からの要望に基づき必要と認めた場合には、輸出畜産物の製造に関連する施設の管理者の同意の下、当該施設の現地調査を実施する。

(イ) 現地調査の実施が必要と認めた動物検疫所は、当該施設が、管轄する地域以外の地域に所在する場合には、当該地域を管轄する動物検疫所と調整の上で現地調査を実施する。

- (ウ) 現地調査を実施し、必要事項を確認した施設については、原則として3年間、現地調査済み施設として取り扱う。
- (エ) 現地調査済み施設から輸出される製品は、3(1)に規定する書類検査において、現地調査で確認した事項の書類について提出を省略することができる。
- (オ) 現地調査済み施設から製品を輸出する場合、家畜防疫官は、輸出者に対し、現地調査時からの施設の改築や管理体制の変更（以下「施設改変等」という。）の有無を施設に確認させる。施設改変等がない場合は、申請時に、現地調査済み施設である旨及び施設改変等がない旨を申告させる。施設改変等がある場合は、申請に先立ち、変更内容について動物検疫所に報告させ、動物検疫所は、変更内容を確認し、必要に応じて再度現地調査を実施する。
- (カ) 施設改変等により家畜衛生条件等を満たせなくなったこと又は輸出予定がないことが確認された現地調査済み施設については、3(4)ア(ウ)の期間にかかわらず、現地調査済み施設としての取扱いを中止する。

イ 消毒その他必要と認められる措置

家畜衛生条件等において消毒等の家畜衛生上必要な措置が求められている場合には、原則として輸出者がこれを行うものとし、家畜防疫官は必要な指示を行う。

4 輸出検疫証明書の交付

- (1) 家畜防疫官は、3の輸出検査の結果、輸出畜産物が家畜衛生条件等を充足し、当該輸出畜産物が家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないと認めたときは、法第45条第3項の規定に基づき、輸出者に対して規則第54条に規定する輸出検疫証明書（規則別記様式第30号）を交付する。

ただし、輸入国政府がこれと異なる様式の輸出検疫証明書を必要とする場合には、その様式により交付する。

- (2) 輸出検疫証明書を書面により直接交付する場合、家畜防疫官は、動物検疫所行政文書取扱要領（平成23年4月1日付け23消安第250号消費・安全局長通知）に基づき、受領簿等にその接受を記録する。ただし、必要がある場合は、受領者の同意を得た上で受領簿等に署名させる。

5 輸出検査に基づく処置等

- (1) 3の検査を行った動物検疫所は、輸出検査の結果、輸出畜産物が家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがあると認められる場合には、当該輸出畜産物に係る動物検疫上の取扱いについて企画管理部企画調整課（以

下「企画調整課」という。)に協議し、家畜防疫上必要があると認められる場合には、法第46条第1項で準用する法第23条第1項又は法第46条第2項の規定に基づき、消毒等を実施する。

(2) 5 (1)において、国内防疫上必要と認められる場合には、企画調整課は、速やかに当該事案の取扱いについて消費・安全局動物衛生課と協議する。

動物検疫所長 殿

輸出者又は代理人氏名

住所

担当者

連絡先

輸入国の受入条件に係る確認書

【受入条件あり】*

下記物品を輸出するに当たり、（国名を記入）政府に受入条件を確認したところ、以下の条件により輸入が可能であることを確認しました。

- ・（条件を記載）

（公的な書類がない場合に記載）しかしながら、（国名を記入）政府の発行した公的な書類を入手することが困難であるため、下記の相手国の管轄機関・担当者等にその旨を確認しました。

【受入条件が輸出検疫証明書の添付のみ】*

下記物品を輸出するに当たり、（国名を記入）政府に受入条件を確認したところ、貴所が発行する家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法施行規則第 54 条に基づく別記様式第 30 号）の添付により輸入が可能であることを確認しました。

（公的な書類がない場合に記載）しかしながら、（国名を記入）政府の発行した公的な書類を入手することが困難であるため、下記の相手国の管轄機関・担当者等にその旨を確認しました。

【受入条件なし】*

下記物品を輸出するに当たり、（国名を記入）政府に受入条件を確認したところ、特別な検疫措置を講じておらず、日本での検査は不要であることを確認しました。

記

製品名：

原材料（検疫に該当するもの）：

相手国の管轄機関名：

確認日（日本時間）：

なお、輸出は当社の責任において行い、（国名を記入）で何らかの不備等が発生した場合においても、貴所に追加証明の依頼等及び日本への返送は行いません。

*該当しない項目は削除すること。

注：記載内容については、必要に応じて変更等しても差し支えない。